

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3233733号
(U3233733)

(45) 発行日 令和3年9月2日(2021.9.2)

(24) 登録日 令和3年8月12日(2021.8.12)

(51) Int.Cl.		F 1			
F 2 4 F	9/00	(2006.01)	F 2 4 F	9/00	F
F 2 4 F	8/80	(2021.01)	F 2 4 F	9/00	K
A 6 1 L	9/16	(2006.01)	F 2 4 F	8/80	2 5 O
			A 6 1 L	9/16	F

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 書面 (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2020-1570 (U2020-1570)
 (22) 出願日 令和2年4月8日(2020.4.8)

(73) 実用新案権者 520148482
 大西 康秀
 大阪府大阪市北区中崎1-4-21 タカヤマ北ビル202
 (72) 考案者 大西 康秀
 大阪市北区中崎1-4-21 タカヤマ北ビル202

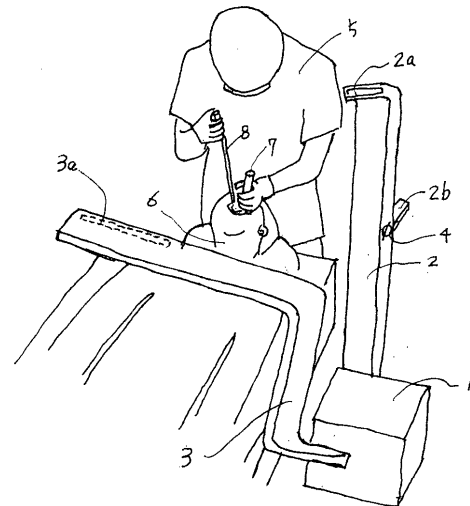
(54) 【考案の名称】 循環式空気清浄機

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】病院・スーパーマーケット・コンビニエンスストア等の対面作業・対人販売等の時にマスクだけによる感染防止を更に防止をする循環式空気清浄機を提供する。

【解決手段】可搬式の空気清浄機 1 の吸い込み口 3 a ・吹き出し口 2 a にダクト 2、3 を取り付け、可動式にして、吸い込み口に対角に設置したダクト 2 先端の吹き出し口から吹き出した空気を、ダクト 3 先端の吸い込み口で吸引して空気清浄機内の H E P A フィルターにより殺菌・滅菌した空気を再吹き出しに使用し可搬可動可能なエアーカーテンを作り出すダクトを備えた循環式空気清浄機であって、吹き出し量調整バルブ 4 を吐出側ダクトに設けた。

【選択図】 図 1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

可動式可搬循環殺菌エアーカーテン

【請求項 2】

可搬式の空気清浄機の吸込み口・吹き出し口を可動式にして吹き出し口から吹き出した空気を吸込み口で吸引して空気清浄機内部の H E P E フィルター等により殺菌・滅菌した空気を再吹き出しに使用し可搬可動可能なエアーカーテンを作り出すのを特徴とする

【請求項 3】

吹き出し量調整バルブを吐出側ダクトに付けることにより、吹き出し側吸込み側の風量に差が生じる事により吹き出し口と吸込み口間の空気が吸い込まれる。

10

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は吸込み部分・吹き出し部分を可動式にした空気清浄機に関するものである。

【背景技術】

【0002】

病院での看護及び気道挿管等スーパーマーケット・コンビニエンスストア等のレジで防護措置としたマスクだけを着用していた。

【先行技術文献】

【特許文献】

20

【非特許文献 1】

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0003】

病院・介護施設・スーパーマーケット・コンビニエンスストアなどで感染防止策としてマスクを着用して仕事に従事されているが、マスクだけでは健康への被害・精神的負担が大きく飛沫感染の危険性もある。

従って、マスクだけでは感染予防の効果が少ないのを解決しようとするものである。

【課題を解決するための手段】

【0004】

30

本考案はマスクの隙間から入ってくる飛沫を少しでも減らそうと患者・お客からの飛沫を業務従事者に近づけず又、殺菌・滅菌し業務従事者の健康被害を少しでも解決しようとするものである。

【考案の効果】

【0005】

従来の空気清浄機では本体下部又は背面より吸引し前部又は上部より吐出するものであるが本考案では吸引部及び吐出部を可動式にすることにより吐出したい位置より吐出し、吸引したい場所で吸引する事が可能である。

可動操作により看護師と患者の間・レジ店員とお客の間にエアーカーテンを設置する事又、吸い込まれた空気を空気清浄機で殺菌滅菌し清浄化された空気でエアーカーテンを作り感染予防として役立つ。

40

【図面の簡単な説明】

【0006】

【図 1】本考案の病院での実施例を示す図である。

【図 2】本考案のスーパーマーケット・コンビニエンスストアでの実施例を示す図である。

【考案を実施するための形態】

【0007】

病院での場合は空気清浄機本体を移動させ、飛沫がかかりそうな場所の操作者側に吹き出し部をセットし。操作者から離れた側に吸込み部を吹き出し方向の直線状にセットする。

50

吹き出し部と吸込み部の間に飛沫の発生源である患者の呼気が通るように。又、スーパーマーケット・コンビニエンスストアのレジの場合は空気清浄機から吐出される吹き出し口を店員とお客の間の上部に設置し、下部のテーブル又は床に吸い込み口を設置する事によりエアーカーテンの役目を果たす。

【実施例】

【0008】

以下、貼付図1に従って1は空気清浄機本体で1より吐出された空気は2の吸気ダクトを通り2aの吹き出し口より吐出される。

吐出された空気は、6患者の顔上部を通り3a吸い込み口より3吸込み側ダクトを通過して1に送られ、1内部で殺菌滅菌され又吹出される。

10

【0009】

は吹き出し量調整バルブで、本体からの吹き出し量が100の場合吸込み量も100になるので吹出した風しか吸い込まなくなるので4により吹き出し側の風量を調節し例えば70の吹き出しで2bの分岐ダクトより30を排出させる。100の吸引なら周りの30の汚染された空気を吸い込む事が可能になるように設置されている。

【0010】

以下、貼付図2に従って1は空気清浄機本体で1より1より吐出された空気は2の吸気ダクトを通り2aの吹き出し口より吐出される。

吐出された空気は、5従業員と6お客の間を通り5と6の間にエアーカーテンを作り3a吸い込み口より3吸込み側ダクトを通過して1に送られ、1内部で殺菌滅菌され又吹出される。

20

【産業上の利用可能性】

【0011】

4は吹き出し量調整バルブで、本体からの吹き出し量が100の場合吸込み量も100になるので吹出した風しか吸い込まなくなるので4により吹き出し側の風量を調節し例えば70の吹き出しで2bの分岐ダクトより30を排出させる。100の吸引なら周りの30の汚染された空気を吸い込む事が可能になるように設置されている。

【符号の説明】

【0012】

- 1 空気清浄機本体
- 2 吐出ダクト
- 2 a 吐出口
- 2 b 吐出分岐ダクト
- 3 吸込みダクト
- 3 a 吸込み口
- 4 吐出空気量調整バルブ
- 5 医者(図1) 5 従業員(図2)
- 6 患者(図1) 6 客(図2)
- 7 気管挿管補助ブレード(図1)
- 8 気管挿管チューブ

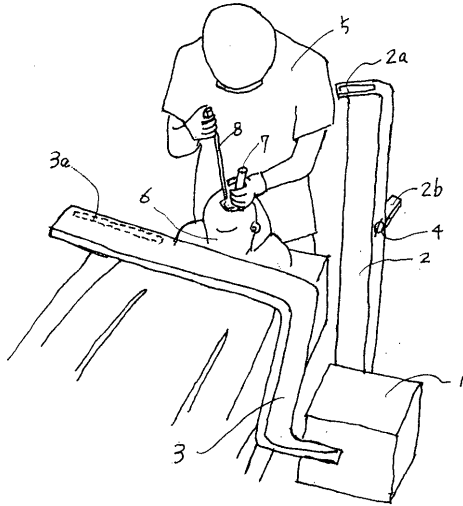
30

40

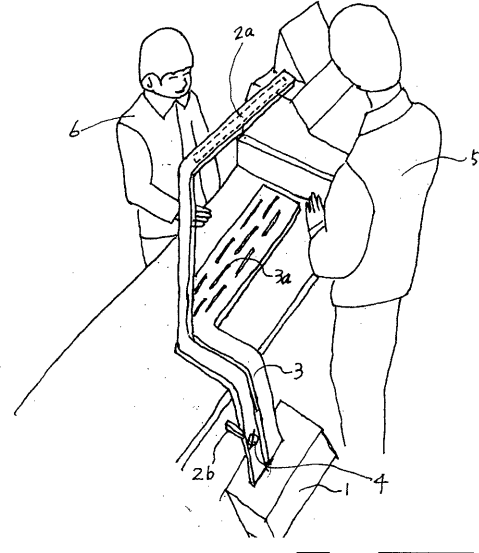
【配列表フリーテキスト】

【配列表】

【図 1】



【図 2】



【手続補正書】

【提出日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

可搬式の市販の空気清浄機の吸込み口・吹き出し口にダクトまたはチューブを取り付け可動式にして吹き出し口から吹き出した空気を吸込み口で吸引して空気清浄機内のHEPAフィルターにより殺菌・減菌した空気を再吹き出しに使用し可搬可動可能なエアーカーテンを作り出すのを特徴を有するダクトまたはチューブ。

【請求項 2】

吹き出し量調整バルブを吐出側ダクトまたはチューブに設けた、請求項 1 に記載のダクトまたはチューブ。

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月22日(2020.12.22)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

可搬式の空気清浄機の吸込み口・吹き出し口にダクトを取り付け可動式にして吸込み口に対角に設置したダクト先端の吹き出し口から吹き出した空気をダクト先端の吸込み口で吸引して空気清浄機内のH E P Aフィルターにより殺菌・滅菌した空気を再吹き出しに使用し可搬可動可能なエアーカーテンを作り出すのを特徴を有するダクト。

【請求項2】

吹き出し量調整バルブを吐出側ダクトに設けた、請求項1に記載のダクト。

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月7日(2021.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

可搬式の空気清浄機の吸い込み口・吹き出し口にダクトを取り付け可動式にして吸い込み口に対角に設置したダクト先端の吹き出し口から吹き出した空気をダクト先端の吸い込み口で吸引して空気清浄機内のH E P Aフィルターにより殺菌・滅菌した空気を再吹き出しに使用し可搬可動可能なエアーカーテンを作り出すダクトを備えたことを特徴とする循環式空気清浄機。

【請求項2】

吹き出し量調整バルブを吐出側ダクトに設けた、請求項1に記載の循環式空気清浄機。